

米国ドル建終身保険PG

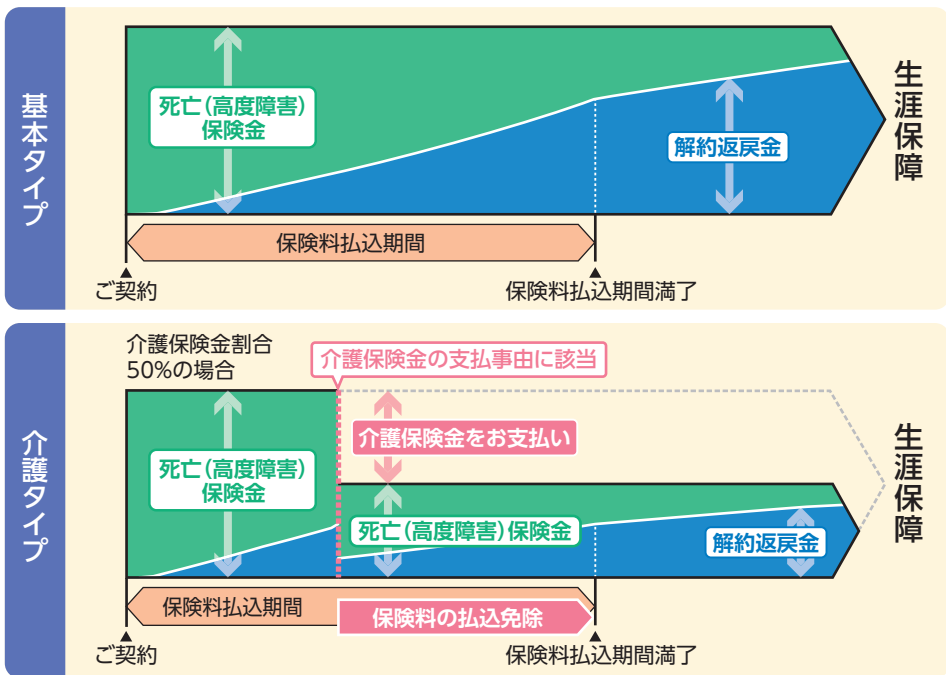
\$ 米ドル建

保険商品名称: 米国ドル建終身保険

この保険は、「円」に比べて魅力的な利率である「米ドル」で取り扱っています。

特徴	いろいろな資金ニーズに対応することができます。	ご準備できる資金
1	ご契約直後から 死亡保障 を確保、保険料払込満了後も 保障は生涯続きます 。 認知症^{*1}・要介護2以上^{*2} で、 介護保険金 が 介護保険金受取人^{*3} に支払われます。 以後の保険料は免除 されます。 介護保険金受取人は、 介護を託したいご家族 も指定できます。	<input checked="" type="checkbox"/> 家族の生活保障資金
2	[介護タイプにご加入の場合] *1 器質性認知症と医師により診断確定され、所定の状態に該当した場合に支払われます。 *2 公的介護保険制度による認定です。満65歳未満の場合、所定の要介護状態に該当し180日以上継続しているとき、お支払いします。 *3 介護保険金受取人の指定には一定の制限があります。 ※介護保険金の支払事由、介護保険金受取人について、くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」等をご覧ください。	<input checked="" type="checkbox"/> 介護資金
3	相続対策 や 生前贈与 に活用できます。	<input checked="" type="checkbox"/> 相続・生前贈与資金
4	解約時にお支払いする金額(米ドル建) は経過期間に応じて 生涯増え続けます 。 ※経過年数・払込年月数等によって金額は異なります。そのため、短期間で解約される場合等、解約返戻金はないか、あってもごくわずかとなる場合があります。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育資金 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・医療資金 <input checked="" type="checkbox"/> 老後生活資金

イメージ図 2つのタイプから選べます。



■お支払いについて

死亡保険金
被保険者が死亡されたときに死亡保険金受取人にお支払いします。

高度障害保険金
被保険者が所定の高度障害状態になられたときに被保険者にお支払いします。

介護保険金
被保険者が器質性認知症による所定の状態になられたとき、所定の要介護状態になられたときに死亡保険金の一部または全部を介護保険金受取人にお支払いします。
※お支払いする金額は【死亡保険金額×介護保険金割合】となります。
※介護保険金割合は、ご契約時に10%・30%・50%・100%よりご選択いただけます。
※介護保険金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは免除されます。
※介護タイプのみのお取扱いです。

■解約返戻金について
解約されたときにお支払いします。
※この保険は低解約返戻金型ではありません。

保険料の払込免除 基本タイプ・介護タイプともに、被保険者が所定の不慮の事故を原因として所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みは免除されます。

! ●この商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。
●この商品は米ドル建です。保険料のお払込み・保険金のお受取り等金銭の授受を円貨で行う場合、為替リスクが生じます。
●この「商品概要書」は商品の概要を説明するための資料です。ご検討・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いについて この保険の主な取扱条件です。

保険期間	終身(更新なし)	保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年、 55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳、 終身払	契約年齢範囲 (被保険者の満年齢)	【基本タイプ】0歳～75歳 【介護タイプ】6歳～75歳 ※保険料払込期間によって異なります。
最低保険料	月払:30米ドル／半年払:180米ドル／ 年払:360米ドル	最高保険金額	【基本タイプ(死亡(高度障害)保険金額)】 700万米ドル*1 【介護タイプ(介護保険金額*2)】 100万米ドル*1
最低死亡保険金額	2万米ドル	配当金	なし(無配当)
解約返戻金	あり		

*1 契約年齢によって異なります。また、ご契約時の為替レートによって、別途制限されることがあります。

*2 介護タイプの場合、死亡保険金の最高金額はご指定の介護保険金割合によって異なります。

■保険料が払えなくなった場合など、保障を継続させるためのさまざまなお取り扱いがあります。

減額(一部解約)

払済保険

延長定期保険*3

契約者貸付

*3 介護タイプでは、延長定期保険に変更することはできません。

特約について この保険に付加できる主な特約です。

疾病障害による 保険料払込免除特約	疾病により所定の身体障害状態になられたとき、 以後の保険料のお払込みが免除されます。(基本タイプのみ)	有 料 ↑ 無料で付加するこ ができます ↓
指定代理請求特約	所定の事情により受取人が保険金を請求できないときなど、 あらかじめ契約者が指定した代理人が請求することができます。	
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、 生前に死亡保険金の全部または一部を受け取ることができます。	
円換算払込特約／円換算支払特約／円換算貸付特約／保険金等の支払方法の選択に関する特約／介護前払特約		

*各特約の支払事由等について、くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」等をご覧ください。

必ずご確認ください事項

この保険は米ドル建であり、円貨でお払込みいただく場合、または円貨でお受取りいただく場合、**為替相場の変動による影響を受けます。**したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を**下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

※この商品でご負担いただく費用は、「保険料より控除される費用」「保険料を円で払い込む場合の費用」「保険金等を円でお受取りいただく場合の費用」「保険金等をお受取りいただく場合の費用」「保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用」「クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」の合計額となります。

※お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等にあてられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

募集代理店 手数料について

募集代理店手数料として、PGF生命から募集代理店に対し、払込保険料の総額に下表の支払率を乗じた金額が支払われます。募集代理店手数料は、ご契約の手続きおよびご契約の維持・管理等の対価として支払われます。**「お客さまにご負担いただく諸費用等」に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。**

保険料払込期間	3年	5年	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	
支払率	初年度	6.00%	5.30%	3.08%	2.78%	2.50%	1.67%
	次年度以降	1年あたり 0.34%	1年あたり 0.90%	1年あたり 0.84%	1年あたり 0.56%	1年あたり 0.44%	1年あたり 0.34%
支払期間	2年	4年	9年	9年	9年	9年	

※当該列表は、各保険料払込期間の範囲内における支払率の上限を示したものです。個別の支払率については募集代理店の担当者までお問い合わせください。

※PGF生命所定の為替レートにより円に換算した上で支払われます。

募集代理店(販売窓口です)



株式会社新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生銀行ホームページ <https://www.shinseibank.com>
電話 / (0120)456-860

引受保険会社(実際にご契約いただく会社です)「PGF生命」は「ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社 / 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー

PGF生命コールセンター (通話料無料) 0120-56-2269

受付時間 / 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

SS-314126-04 PGF-J-2022-088(2022.4.1)

2022年4月版